

**防災拠点道の駅「たかのす」**  
**11月30日『冬季雪害対応訓練』を実施します！**  
**～防災協定に基づく防災訓練～**

令和4年11月30日(水)10時～ 道の駅「たかのす」において、  
冬季雪害対応訓練を実施します。  
この訓練は、冬期間に発生する積雪による交通障害(スタック車両による渋滞等)に対応するため、5機関(警察、消防・救急、北秋田市、道の駅「たかのす」、国交省)が連携し、防災拠点である道の駅「たかのす」を拠点にその対応について各種訓練を実施するものです。

○訓練日時 : 令和4年11月30日(水)10時00分～11時00分

○場所 : 道の駅「たかのす」

○参加機関 : 北秋田警察署、北秋田市消防本部、北秋田市、道の駅「たかのす」[指定管理者:鷹巣観光物産開発(株)]  
能代河川国道事務所

○訓練内容 : 牽引訓練・除雪訓練・救助救援活動訓練・情報伝達訓練  
避難所開設訓練・非常食配布訓練

○訓練概要 : 別紙-1のとおり

○会場案内 : 別紙「位置図」のとおり

※ 本格的な降雪期を前に、記録的な大雪、スタック発生、それに伴う事故・渋滞、交通規制と解除までの事象を想定するとともに、被災者の避難を想定し、道の駅での避難所開設等を含めた訓練を実施します。

今回の訓練は、5機関合同の訓練で平成26年に初めて実施し、令和元年11月以降、3年ぶり5回目の実施となります。

令和2年7月15日に北秋田市・道の駅「たかのす」(施設の運営・管理者:鷹巣観光物産(株)及び秋田たかのす農業協同組合)・能代河川国道事務所の4者により災害時に道の駅「たかのす」における相互に応援・連携・協力を行うための防災協定を締結したことによる、関係機関合同の防災訓練となります。

※ 飛沫拡散防止のため、取材中はマスク着用にご協力をお願いいたします。  
咳などの風邪症状、発熱等、体調不良のある方は、参加をご遠慮ください。

※ 当日、大雪等により悪天候が予想される場合は、訓練を中止する場合があります。

記者発表先: 秋田県政記者会、能代市記者クラブ、北秋田市記者クラブ、大館市記者クラブ

問 い 合 わ せ 先

国土交通省 東北地方整備局 能代河川国道事務所 TEL 0185-70-1001(代表)  
副所長(道路担当) ささき みのる 佐々木 稔 (内線205)

# 冬季雪害対応訓練

## 1. 訓練概要

### ■目的

国道上の冬季の深刻な雪害を想定し、避難所開設も含めた合同の防災訓練を実施し、関係機関の連携を確認して今冬季に備える。

### ■主催者 能代河川国道事務所

### ■実施機関

- ・北秋田警察署
- ・北秋田市消防本部
- ・北秋田市
- ・道の駅「たかのす」(指定管理者:鷹巣観光物産開発(株))
- ・能代河川国道事務所

### ■時 期 11月30日(水) 10:00~11:00

### ■場 所 道の駅「たかのす」

### ■訓練内容(45分程度)

#### 【想定する事故災害】

冬季の急激な積雪によりスタックが発生、後続車両に後方から車両が衝突。この交通事故により、大渋滞が発生、渋滞解消が長時間になることを想定した、避難所開設も含めた訓練

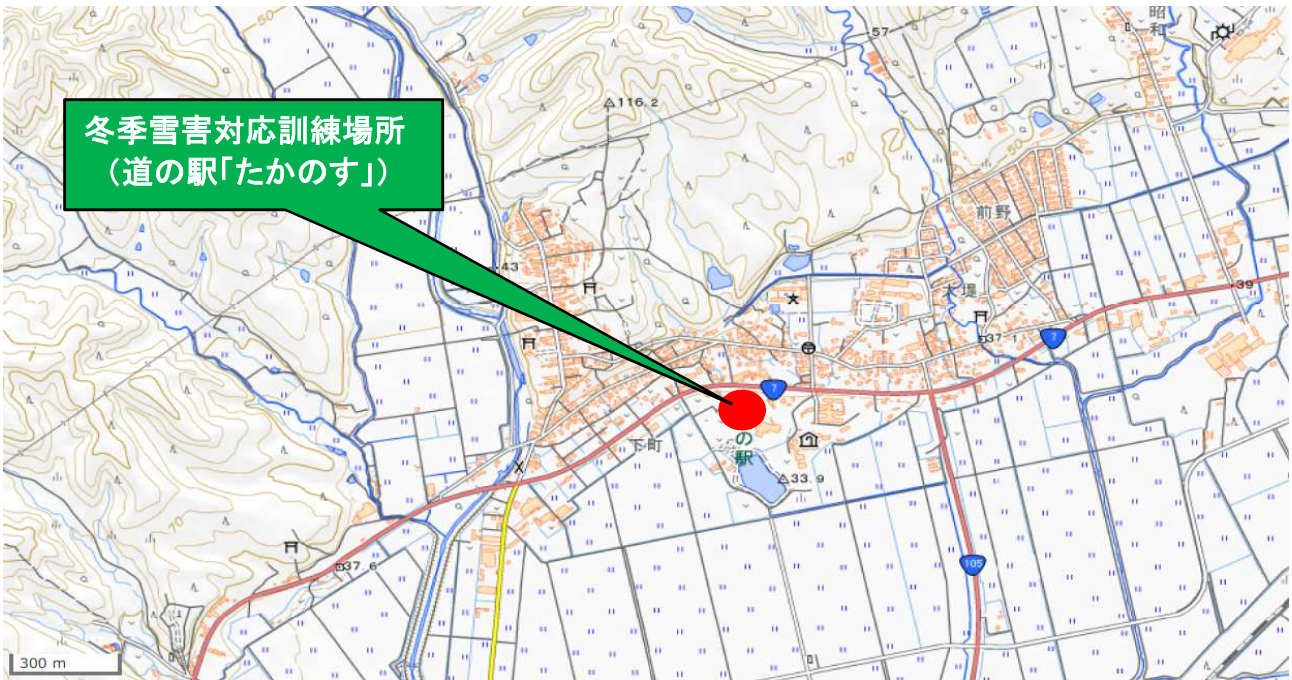
#### 【次の訓練を実施】

- ・情報伝達
- ・通行規制
- ・救助救援活動訓練
- ・牽引訓練
- ・除雪訓練
- ・避難所開設訓練(道の駅「たかのす」)

# 位置図






# 拡大図



出典: 国土地理院地図に建物等を追記して掲載

# 冬季雪害対応訓練 会場案内図

-  ..... 訓練使用範囲
-  ..... 見学者立ち入り可能範囲
-  ..... 訓練参加者、マスコミ関係駐車場範囲

至 能代市

至 大館市



訓練関係者、  
マスコミ関係者



11月は冬タイヤ装着月間です

# 冬タイヤへの交換は早めに!!



大規模な車両滞留を発生させないために!

過去10年間で  
最も早い  
初雪日と初積雪日  
ランキング

	初雪日	初積雪日
1位	平成28年 11/9	平成25年 11/11
2位	令和2年 11/10	平成29年 11/19
3位	平成25年 11/11	平成28年 11/25

秋田地方気象台のデータより(観測地点:秋田)

冬タイヤ未装着車は  
立ち往生  
の原因  
となります。

※大規模な車両滞留を回避するため、悪天候等の際は、国道7号・13号・46号及び自動車専用道路につきましても通行止めを実施する場合があります。

ノーマルタイヤでの  
冬道走行は

## 罰則対象となります!

罰金 **5万円以下**

反則金 **大型7千円 / 普通6千円**  
**二輪6千円 / 原付5千円**

秋田県道路交通法施行細則:第11条(5)

積雪又は凍結のため滑るおそれのある道路において、自動車(小型特殊自動車を除く。)又は原動機付自転車を運転するときは、全車輪に滑り止めの性能を有するタイヤ(接地面の突出部が50パーセント以上磨耗していないものに限る。)又は鎖を取り付ける等滑り止めの措置を講ずること。

路面の穴ぼこや、  
ガードレールの破損など

道路の異状を  
発見したら…。



**#9910** 24時間  
受付無料